

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成十七年四月二十八日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 (1)金島 力

(2)株式会社ハッピーマート

住所 (1)津山市高野本郷一一四〇

(2)岡山市岡町一三―二六

代表者の氏名 (2)代表取締役社長 土屋 信明

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アイム天満屋高野店

所在地 津山市高野本郷字新屋敷一四一六―一 ほか

三 廃止年月日

平成十七年三月一日